## 第3回三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会 (議事概要)

日 時: 平成 25 年 12 月 24 日 (火) 13:00~13:35

場 所:議事堂2階201委員会室

出席者:三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会委員7人

資料:第3回 三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会 事項書

資料1-1 三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部改正案(正副座長案)

資料1-2 一部改正後の三重県食の安全・安心の確保に関する条例(正副座長案)

委員:ただいまから、第3回三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会を開催します。前回の議論を踏まえ、条例の一部改正案について、正副座長案を作成しましたので、お示ししたいと思います。資料1-1をご覧ください。なお、資料1-2に正副座長案を取り入れた全体版を用意しておりますので、ご参考にお願いいたします。それでは、資料1-1の方でご説明をさせていただきます。改正箇所は、前文、第2条の定義、第5条の食品関連事業者の責務、第22条の危害情報等、そして、新たに第5条の2として、事業者団体の役割を新設いたしました。それでは、それぞれの改正について説明させていただきます。まず、前文ですが、3段落目に「繰り返し」という文言を、また、その下の第4段落目に「同様の問題が繰り返されることなく」という文言を加えました。これは、委員からの「今回の条例を見直したことにより、さらに食の安心に取り組んでいくという意気込みというか態度というか、そういうものを前文に表現してみてはどうか。」という意見を反映したものであります。「当条例が制定されたけど、食に関する問題が繰り返し発生してしまった。今回の条例の見直しによって、もう繰り返させない。」このようなニュアンスを込めて、表現してみました。一個ずつ確認をしていきたいと思いますが、まずこれにつきまして、いかがでしょうか。

**委員**: 意をくみ取っていただいてありがとうございます。やはり繰り返されることがあって はいけないための条例ですので、こういう文言をいれていただいたことに感謝します。

**委員**: 私も同意見でございまして、この条例をつくるにあたって、その前に起こった食の安全・安心に関する問題があって、再び起きた。この問題に対してはやはりきちんとした 反省の文言を入れるべきだと思います。

委員: そうしましたら、よろしいですか。とりあえず一個ずついきますので、まず前文のと

ころの先ほどお話しました第3段落目のところと、それから、その下の4段落目のところ、それぞれ「繰り返し」という文言を加筆することと、「同様の問題が繰り返されることなく」ということを加筆させていただくということで、これにつきましてはこのような形でさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。次に、同じく前文の第4段落目ですが、「適正な表示の確保」という言葉を加えました。これは、委員からの「何らかの形で表示のことについて書き込みたい」という意見を反映したものです。委員からは「基準を示すなど、なるべく具体的な表現で書き込んでもらいたい」という話でありましたが、前文は制定の理念などを書き込む箇所であり、具体的な法規を定める箇所ではありませんので、このような表現に納めさせていただきましたが、いかがでしょうか。

**委員**: ありがとうございます。具体的なという提案をさせていただきましたが、前文でございますので、このような表現で了解をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**委員**:前文なので、細かく書くよりはこのように総括的な文言にしていただいて正解かと思います。

委員:ほか、よろしいですか。そうしましたら、前回の検討会でもかなり議論がありましたところですが、このところにつきましては、先ほど皆さんの方でこのような形でというご意見をいただきましたので、「適正な表示の実施の確保」という文言を加えさせていただくということにさせていただきたいと思います。それでは、次にいきます。次に、第2条の定義ですが、第4号の食品関連事業者の定義に、「加工、調理」を加えました。これは、執行部から「定義において、レストラン等も含まれることを明記したほうがよいと思われる」という意見もあり、われわれの間でも意見が一致したところであります。これにつきまして、このような表記を入れさせていただきましたが、いかがでしょうか。

委員:入れるべきだと思いますので、賛成いたします。

**委員**:両方入れていただくというのが一番明確になっていいと思います。

**委員**: それではほかに意見もございませんので、ここの第2条の定義のところ、第4号の食品関連事業者の定義に「加工、調理」を加えるということにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。次に、第5条の食品関連事業者の責務について、食品関連事業者の法令遵守関係として、新たに第3項を加えました。これは、執行部からの説明において、今回の事案に対する再発防止対策として、「法令遵守意識の醸成」「法令知識の習得の推進」「点検体制や仕組みの整備」という説明があり、われわれの間で

もこのような内容を条例に書き込んだ方がよいということで、意見が一致したところであります。そこで、「法令遵守意識の醸成」を「関係法令を遵守する意識の向上を図り」と表現し、「法令知識の習得の推進」を「関係法令の趣旨及び内容に関する知識を習得するための教育及び研修を実施」と表現し、「点検体制や仕組みの整備」を「事業活動の適正を確保するために必要な体制の整備」と表現いたしました。これにつきまして、いかがでしょうか。ここは新設で、文章も一度じっくり読んでいただきまして、ご意見ありましたらお願いします。

**委員**:文章全体的には非常にいいのかなと思うんですけど、関係法令というような全般にかかってくるんですよね、この関係法令というのは。これはこのまま漠然としておいた方がよろしいんでしょうか。

**委員**:「関係法令を遵守する」とか、「関係法令の趣旨及び」というところですか。

委員:関係法令ってたくさんありますよね。

**委員**: そうですね。今回のは、例えば JAS 法とか、景品表示法もそうかもわかりませんし、 それぞれのいろんな法規にまたがったというところで、それをこういう表現の仕方で取 りまとめましたが、いわゆるコンプライアンスとそもそも法律の知識が足りなかったと いう部分の法律というのは、結構多岐にわたっているということもあって、こういう表 現としましたが、何かもっと適切な表現がありますでしょうか。

**委員**: 適切な言葉は思い浮かばないですけど、景品表示法、前の食の安全・安心の条例のときには、そういう内容がなかったような感じがするんですよね。適切に表現できないんですけど。

**委員**:前の条例制定のときには、景品表示法の議論はなかったということですか。

**委員**:確か JAS 法とか食品衛生法を中心につくったので、特に今回景品表示法というのが大きく今回の問題にも関わってきているので、関係法令というところに特化して書いた方がいいのかと。書かなくてもいいかもわかりませんが。

**委員**: 事務局、前の制定の経緯で、先ほどの景品表示法のことは想定されていなかったのが、 今回はそのことが大きな問題となっていて改正するのもあるので、その辺りはもう少し 強く書いてもいいのではないかという意見に対して、法務監として何かコメントがござ いましたら。

**事務局**: この関係法令という表現の中に、景品表示法も含めて関係法令という解釈ではどうかなと。具体的にそれぞれの法律名を書くよりは、いろいろな関係法令がありますのでこういう表現で捉えていただければどうかと思います。

**委員**: そういう趣旨で正副座長案も書いてあるんですが、他の委員の方、今の委員のご意見 も含めて、いかがですか。

**委員**: 特にその辺をご議論いただくのにあたって、今第5条の第3項だけの改正案だけでなく、できれば資料1-2の第5条の全体を見ていただきたいと思います。同じように関係法令という使い方もしている部分もございますので、そういうのも踏まえてご検討賜りたいと思います。

**委員**: 第3項に入れたということも流れでそのようにさせていただいたんですが、あと他の 条文の書きぶりも参考に見ていただきながら、ここだけ特別に景品表示法ということを 強く出すのかどうかということも含めて他の皆さんご意見はありますか。

**委員**:確認ですけれども、法令上はこれで大丈夫なんですよね。

委員:大丈夫です。

**委員**: そういうことであれば、受け入れるという意味で、第1項にもそういう表現いただいていますので、これでいいのかなと思います。

**委員**:前回のこの検討会での議論のときに、確か執行部の方からも話があったかと思うんで すけど、この第5条の第1項のところに「関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有 する」というのは、すでに条例にもこう規定はされていますが、ただ今回起こった問題 が特にその辺りの意識が欠如しているということもあって、その辺りをコンプライアンスと 法の基本的な知識が足りないということについての体制を強化していかなければならないと いうことで意見が出ていたということもあって、この関係法令には先ほどから出ております 様々な法が含まれているということもありますので、もしよろしければ関係法令という 文言でどうでしょうか。他のところでよろしいですか。この第5条第3項で何かご意見 は。それでは、他に意見はないようですので、文言だけもう一度改めて読ませていただ きますと、「食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって は、関係法令を遵守する意識の向上を図り、並びに関係法令の趣旨及び内容に関する知 識を習得するための教育及び研修を実施するとともに、その事業活動の適正を確保する ために必要な体制の整備に努めなければならない。」という内容を加えさせていただく ということにさせていただきたいと思います。次に、新設いたしました第5条の2「事 業者団体の役割」についてであります。これについては、現行条例では事業者団体の役 割が規定されていませんが、団体内部においても互いのチェック機能や研修などを通じ て自浄作用を促した方がよいということで意見が一致したところであります。そこで、 「食品関連事業者により構成される団体は、その構成員に対し必要な情報の提供、助言

その他の協力を行うように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。」という表現にいたしました。なお、書きぶりは第6条第2項の「県民の役割」の書きぶりに合わせてあります。ご参考に見ていただければと思います。ということで、この第5条の2の新しく加える条につきまして、皆さんのご意見がありましたらお聞かせください。

**委員**: その他の協力の中には、例えば勉強会とか、そういうものも含まれるという読み取りでいいですか。

**委員**: そうですね。情報の提供、助言その他の協力という中に相互のチェックだとか、研修、 勉強も含めたということです。

**委員**: 文言的にはこれでいいと思うんですが、情報の提供と助言というのは構成された団体の 役員さんなどの方々から個々の方に向かっての矢印のような気がするんですけれども、相互 のものも必要かなと思ったので、そのニュアンスがこれで読み取れるということであれば、 これでいいかなと思います。前回の議論のときに、団体内部での自浄作用みたいなもの というお話があったかなと思うんですね。提供、助言というと一方的かなという気もす るんですが、そうではないということであればこの文章で結構です。

**委員**: そのことにつきまして、皆さんどうですか。その団体の構成員それぞれのという意味合いよりは、確かに団体としてという意味合いの方が強いニュアンスになっているかなという気はしますが。今、委員が言われたようなことも当然含まれてはいるんですけど、例えばこう書いた方がいいというのがもしあればご意見を。どうしても主語がこの場合は「団体」ですので、「食品事業者」は第5条にあって、そこで事業者個々の責務というのが規定されているので、個々に先ほどの研修の部分なども入って第5条の3項を設けましたが、この条はどちらかというと個々の事業者どうしというよりは、主語は「団体」の意味合いが非常に強く、そのために設けた条ではありますが、当然相互のという部分については、第5条全体では当然そういうことは含まれているとは考えられると思いますが、そういう整理でもしよろしければ。

委員: それで結構です。

**委員**: 第5条全体を見ていただいたときにその意味合いもしっかり伝わっていくのかなと思います。

**委員**:確かにぱっと読みは一方的なイメージもあるんですけれども、ここにただ相互の切磋 琢磨とか、そういうところまで団体に求めてしまうのは、逆に議会がつくる条例として は、団体としての自主的な取組を促すという観点に立つと、少し踏み込みすぎなのかな というところもあって、そういう中でいくと、今おっしゃっていただいた読み込みの中、協力というところで読み込むことで納めるのがいいという感じを受けています。他の皆さんがどういうご意見かというのもあればぜひ聞かせていただきたいと思いますし、関係者相互の切磋琢磨だとか、そのような言葉を入れることの意味合いがあるのかどうかというので、アドバイスがあればいただければと思います。

委員:書き加えて新規で入れていただいたので、それだけでも十分かと思います。

**委員**: 内容的には今言われる趣旨というのは、当然第5条全体では出ていると思っていますが、委員も言われたように、団体に対し、趣旨でいうところの自浄作用とか、それを文言としてどう書くかというのは非常に難しいところもある中で、事務局何かありますか。

事務局:特にございません。

**委員**:「助言、その他の協力を行うように努めることによって」、要するに努力規定になっているけれども、ここを「協力を行うことによって」と書いていない理由付けみたいなものがあるのでしょうか。

**委員**: これは先ほど委員が言っていただいたとおりで、団体に対してどこまで強く規定していいのかという部分ではありますが、ただ委員言われたのは、「その構成員に対し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うことによって、食の安全・安心の確保に積極的に役割を果たすものとする。」ということですよね。

**委員**:「努める」というのは少し弱いとは言いませんが、努力義務的な、お願いしますよみ たいな感じなので。責務じゃないから役割ということもあるのかとは思いますけど。

**委員**:事務局どうですか。「行うよう努めることによって」は少し回りくどいような気がしますが。

事務局:トーンは先ほど座長の方から説明していただいた県民の役割の第6条第2項にも「努めることによって」というのが書いてありますので、そのトーンに事業者団体もあわせていただいたという形でございます。

**委員**:第6条第2項も参考に見ていただきますと、県民の役割というところでは、「意見を表明するように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。」という表現がありまして、これに準じた書き方ではあります。

**委員**:要は真ん中なんですよね。食品関連事業者は責務で、県民は役割ですが、団体は県民が背負わなければならない役割よりはもう少し重い役割があるだろうと。そのバランスですが、こういった提供とか助言とかその他の協力というのは、団体が構成員に対してやるのは当然のことで、そこをあんまり努めるまで緩めなくてもいいかなという感じが

しますが、それは皆さんのご意見で。

- **委員**: そのような趣旨でいくと、どうですか皆さん。「助言、その他協力を行うことによって、食の安全・安心の確保に積極的に役割を果たすものとする。」という委員のようなご意見について、皆さんのご意見がもしそちらの方がいいということであれば。
- 事務局:「努めること」をカットしてしまうと、最後が「果たすもの」ときますので、少しきつい義務規定みたいな形の表現になってしまいますので、その辺がどうかと思いますので、ご議論いただきたいと思います。
- **委員**: 先ほどの委員の趣旨のとおり、事業者の責務と完全な努力規定の県民と業界団体の役割はその間というか、県民とまったく同じ書きぶりにするのか、その間かなという委員の意見ですが、何かご意見ありましたら。
- **委員**:「果たすものとする」というところは義務規定なため、このバランスを取ったという ことですね。
- **委員**: 皆さんの意見を出していただいて、どちらかですね。趣旨は今それぞれの考え方をわかっていただいたと思うんですが、正副座長案として取りまとめるにあたって、どちらの方がいいか、皆さんのご意見をお聞かせいただけますか。

委員:言い出しましたが、正副案でいいと思います。

委員:という委員のご意見でありますが、皆さんよろしいですか。もちろんあくまで正副座 長案を今決めていただいていますので、この後、会派に持ち帰っていただきますし、パブリックコメントも取らせていただきますので、それを踏まえてもう一度また改めて議論いただきますが、とりあえず正副座長案としては、県民の役割にトーンを合わせたというところにさせていただいてよろしいですかね。では、もう一度確認で読ませていただきますと、第5条の2として「食品関連事業者により構成される団体は、その構成員に対し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。」ということで第5条の2で事業者団体の役割として加えさせていただくということにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。最後に、第22条の「危害情報等の申出」についてでありますが、委員の方から「食品関連事業者は、申出をするよう努めるものとする。」という内容を加えてはどうかという意見をいただきましたので、その内容を加えさせていただきました。第22条のところでございますが、いかがでしょうか。

**委員**: 少し補足の説明なんですが、前回のときは「県民及び食品関連事業者は、必要な措置 が講ぜられるよう、県に対して申出をするよう努めるものとする。」ということで、県 民と食品関連事業者とを同列にという提案をさせていただきました。しかし、県民に担っていただくべき役割の部分と、先ほどの話ではないですが、食品関連事業者等の当事者が担うべき責任の大きさというのは違うというところで、同じように県民及び食品関連事業者に努める規定を求めるというのはいかがなものかと考えました。ましてや今回の事案について、県民は何の落ち度もないという意見交換の中で、それならば県民については今までどおりのできる規定、食品関連事業者については努力規定とし、それぞれの役割の違いや責任の大きさだとか、今回の事案を踏まえたところの違いというのを出した方がいいのではないかと思います。

**委員**:いいと思います。団体の責務のところで相互的な自浄作用という話がありましたが、 ここにおいても事業者としてそういった情報を入手した場合という部分も含めて必要 かなと思います。

**委員**: 今、委員の方からもお話させてもらったとおり、この第22条に新たに第2項を設け て、項がずれて第2項、第3項にずれるということで、新たに「食品関連事業者は」と いうことで一つ設けさせていただいたということで、よろしいですか。それでは、この ような形でここも読み上げさせていただきますと、「食品関連事業者は、食の安全・安 心を損ない、又は損なうおそれのある食品等についての情報を入手した場合は、必要な 措置が講ぜられるよう、県に対して申出をするよう努めるものとする。」ということで 第22条第2項に加えさせていただきます。以上が正副座長案の説明となりますが、全 体を通して他に何かご意見はございますか。それでは、正副座長案をこのようにさせて いただきます。つきましては各委員におかれましては、この案を各会派へお持ち帰りを いただき、検討していただいて次回の検討会において結果を報告してもらいたいと思い ますので、よろしくお願いいたします。なお、みんなの党にあたっては、正副座長の方 で説明に伺いたいと思っております。次回の検討会の日程ですが、来年の1月17日 (金) 15時、この日は開会日で政策セミナーがある予定でして、その政策セミナー終 了後ということで、概ね15時くらいかと思いますが、開催したいと思いますが、皆さ んご都合はよろしいですか。では、次回は1月17日15時とさせていただきたいと思 いますので、よろしくお願いいたします。本日の議題は以上でありますが、他に委員の 方々からご意見・ご発言がありましたらお願いします。よろしいですか。それではこれ で第3回の検討会を終わらせていただきます。

(終了)